

兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院及び準拠点医療機関一覧

1. 拠点病院

No	医療機関名	住所
1	神戸大学医学部附属病院	神戸市中央区楠町7丁目5-2
2	兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目6-7
3	神戸市立医療センター中央市民病院	神戸市中央区港島南町2丁目1-1
4	兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1番1号

2. 準拠点医療機関(準拠点病院)

No	2次医療圏域	医療機関名	住所	基本情報
1	神戸	神戸市立西神戸医療センター	神戸市西区梶台5丁目7番地1	病院
2		公益財団法人甲南会 甲南医療センター	神戸市東灘区鴨子ヶ原1-5-16	病院
3		医療法人社団純心会 パルモア病院	神戸市中央区北長狭通4-7-20	病院
4		神戸市立医療センター 西市民病院	神戸市長田区1番町2丁目4番地	病院
5	阪神	市立伊丹病院	伊丹市昆陽池1-100	病院
6		尼崎中央病院	尼崎市潮江1丁目12-1	病院
7	東播磨	地方独立行政法人加古川市民病院機構加古川中央市民病院	神戸市灘区畑原通3-1-17	病院
8	北播磨	北播磨総合医療センター	小野市市場町926-250	病院
9	播磨姫路	県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3丁目264番地	病院
10		社会医療法人財団聖フランシスコ会 姫路聖マリア病院	姫路市仁豊野650番地	病院

3. 準拠点医療機関(連携医療機関)

No	2次医療圏域	医療機関名	住所	基本情報
1	神戸	神戸医療生活協同組合 いたやどクリニック	神戸市長田区庄山町1丁目9-12	診療所
2		きむ耳鼻咽喉科	神戸市中央区脇浜海岸通2-2-3ケーズデンキ3階	診療所
3		たかのこどもクリニック	神戸市垂水区学が丘7-1-30	診療所
4		ならばやしこどものアレルギークリニック	神戸市東灘区本山中町4-13-15 シャトーホール3 1階	診療所
5		医療法人社団輝 マツオカそらいろクリニック	神戸市東灘区田中町1-2-12	診療所
6		医療法人社団三方会 たなか小児科アレルギー科	神戸市西区伊川谷町有瀬709-1	診療所
7		おぎのこどもクリニック	神戸市垂水区日向2-1-29日向ビル2階	診療所
8		医療法人社団えがおのわ 梶山小児科・アレルギー科	神戸市灘区畑原通3-1-17	診療所
9	阪神	医療法人青陵会 たにざわこどもクリニック	西宮市和上町1-31	診療所
10		ユニコの森 村上こどもクリニック	西宮市長田町1-20	診療所
11		こくぶ小児科・アレルギー科	尼崎市武庫之荘1-23-7	診療所
12		医療法人社団山山城診療所 山城小児科医院	尼崎市塚口町1-10-16	診療所
13		森下小児科アレルギー科	尼崎市七松町1-9-2 DOM立花駅前ビル2階	診療所
14		医療法人社団 わしお耳鼻咽喉科	西宮市瓦林町20-13	診療所
15		医療法人社団さくら ひらせ小児科・アレルギー科	西宮市東町1-12-3 コープ西宮南3階	診療所
16		広石医院	宝塚市逆瀬台1丁目11-4-203	診療所
17	東播磨	地方独立行政法人 明石市立市民病院	明石市鷹匠町1番33号	病院
18	播磨姫路	くろさか小児科アレルギー科	姫路市辻井7丁目2番16-1号	診療所
19		社会医療法三栄会 ツカザキ病院	姫路市網干区和久68-1	病院
20		医療法人社団康友会 ソラーレクリニック太子	揖保郡太子町矢田部90-1	診療所
21	但馬	医療法人社団 すずみ会 すずみ内科外科クリニック	豊岡市日高町上石230-2	診療所
	丹波		(選定中)	
	淡路		(選定中)	

(補)準拠点医療機関の要件は、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1)下記要件1~4の充足状況を点数化し、「準拠点病院」は計11点以上、「連携医療機関」は9点以上を満たすこと。

ア 次に掲げる①、②のいずれかに該当する。(5点)

(ア)内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域の2科以上において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。

(イ)内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富にあり、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。

かつ人口10万人あたりの年間初診外来患者数(年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口×10万で算出)が100人程度ある。

イ 日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が常勤している。(5点)

ウ アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が1名以上配置されている。(3点)

エ 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制が整備されている。(1点)

※連携体制整備には下記(ア)から(カ)を全てを満たすこと。

(ア)診療ガイドラインに基づく標準治療を普及する。(イ)地域の医療機関では治療困難な患者の受け皿となる。

(ウ)地域の医療機関からの相談を受ける。(エ)必要時拠点病院に紹介・相談を行う。

(オ)地域の保育所、学校等への指導を行う。(カ)その他、自治体が行うアレルギー対策への協力を行う、自治体が行うアレルギー対策への協力を行う。

(2)日々のアレルギー疾患の診療状況や地域への貢献度等が考慮される医療機関については、「医療部会」にてアレルギー疾患準拠点医療機関に係る協議推薦を受ける。